

監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年1月20日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和3年12月23日（木） 午前10時00分から

2 監査対象部局及び監査の対象

建設部 指導検査課

- (1) 令和3年度入札実施状況について（令和3年11月末時点）
- (2) 令和3年2月・3月の指導検査課における主要事務について
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

建設部 建設課・まちづくり事業推進室

- (1) 小川内水対策事業の進捗状況について
- (2) 国道24号城陽井手木津川バイパスの早期効果発現のための施策について
- (3) 木津土地改良区への団体営鹿背山取水地区事業負担金について
- (4) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について

建設部 施設整備課

- (1) 市営住宅使用料の収納状況について（令和3年11月末現在）
- (2) 木津川市営住宅ストック総合活用計画について
- (3) 市営住宅改修工事費の活用について
- (4) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (5) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

建設部 管理課

- (1) 木津川市橋りょう長寿命化修繕計画について
- (2) 木津川市公園都市緑化協会の損益状況と緑化友の会について

建設部 都市計画課

- (1) 学研木津東地区の土地区画整理事業の状況について
- (2) 空き家等対策の現状について
- (3) URから引き継いだ城山台地区の行政財産の活用について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次のとおり意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

【指導検査課】

入札については、1者入札による中止が見受けられるため、業者間の競争性が発揮されるよう引き続き研究されたい。また、情報漏洩は市の信用失墜となるので、引き続き職員行動指針に基づき適正な事務遂行にあたられるよう十分に職員に周知徹底されたい。

毎年2月・3月は、次年度に向けた入札発注準備や工事検査などで事務が集中し超過勤務が多く発生する時期であるが、健康管理のために適正な人事配置について、人事秘書課と調整されたい。また、会計年度任用職員の予算措置と部内のワークシェアの検討もされたい。

【建設課】【まちづくり事業推進室】

土地購入や建物補償等の金額については、市民の関心も高いため、金額の根拠を説明ができるように引き続きその内容を整理されておきたい。

防災重点ため池については、毎年点検調査を実施するとのことであるが、点検調査の結果、改修が必要な場合は早急に対応されたい。

【施設整備課】

市営住宅使用料の過年度の未収分については、連帯保証人へ連絡するといったことも検討されたい。また、支払い勸奨等、接触した記録を引き続き管理台帳へ残されたい。

市営住宅の修繕について、入居者の責めに帰する修繕については、負担を求められたい。

【管理課】

橋りょう点検調査の結果、危険性がある橋りょうについては、優先順位を上げて早急に修繕対応されるとともに、Ⅲ判定の橋りょうについては、計画に沿って実施されたい。また、道路についても同様をお願いする。

緑化協会の役員報酬や給料手当の改定については、基準や判断材料を明確にし、市民へ説明できるように対応されたい。

【都市計画課】

特になし